

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 1月22日
【会社名】	株式会社フージャースホールディングス
【英訳名】	Hoosiers Holdings
【代表者の役職氏名】	代表取締役 廣岡 哲也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美土代町 9番地 1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社フージャースコーポレーション 管理部長 伊藤 晴康
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田美土代町 9番地 1
【電話番号】	03(3295)8408
【事務連絡者氏名】	株式会社フージャースコーポレーション 管理部長 伊藤 晴康
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	10,482,336,867円（注） （注）本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社フージャースコーポレーションの平成24年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	31,555,600株 (注)1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。(注)3, 4

- (注)1 株式会社フージャースコーポレーション（以下「フージャースコーポレーション」という。）の発行済株式総数（平成24年9月30日現在）に基づき、フージャースコーポレーションによる単独株式移転（以下「本株式移転」という。）の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、フージャースコーポレーションは、本株式移転による株式会社フージャースホールディングス設立の直前時に保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しているため、平成24年9月末時点でフージャースコーポレーションが保有する自己株式10,559株は、上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。また、フージャースコーポレーションの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、フージャースコーポレーションの平成24年9月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。
- 2 普通株式は、平成25年1月7日に開催されたフージャースコーポレーションの取締役会決議（株式移転計画及び臨時株主総会への付議の承認）及び平成25年2月7日開催予定のフージャースコーポレーションの臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転に伴い、発行する予定であります。
- 3 フージャースコーポレーションは、当社の普通株式について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記の通りであります。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることといたします。(注)1, 2

- (注)1 普通株式は、当社成立の日の前日におけるフージャースコーポレーションの最終の株主名簿に記載又は記録された株主に、その保有するフージャースコーポレーションの普通株式1株に対して当社の普通株式100株を割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。フージャースコーポレーションの平成24年3月31日における株主資本の額は10,482,336千円であり、発行価額の総額のうち2,400,240千円が資本金に組入れられます。
- 2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続きを行い、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所所有価証券上場規程第208条）により平成25年4月1日より東京証券取引所に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「[募集要項]」における募集株式である当社普通株式について、前記「第1[募集要項]2[募集の方法]」記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所（市場第一部）への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1)【株式移転の背景及び目的】

【背景】

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、実需層の動きの底堅さや住宅マーケットにおける低水準の金利や税制措置等により下支えされ、底堅く推移していくと考えられます。しかしながら、懸念事項である建築コストの上昇、消費税増税、電気料金の値上げ、海外経済減速の影響による消費マインドの減退等もあり、消費者の選別の目はより厳しくなっております。今後の住宅マーケットにつきましては慎重な判断を要する場面であり、住宅・サービスの多様化による細やかな顧客ニーズへの対応が必要であると認識しております。

このような状況のもと、当社はお客様のニーズに合った最高品質の住宅・サービスを提供し続けるため、より良い住宅の企画開発力の向上、顧客満足向上、財務基盤の強化をはじめとする経営課題に取り組んでおります。また、リスク分散の観点から、経営環境の変化に対応するために最適な「事業ポートフォリオ」の構築を目指し、住宅・サービスの多様化及び事業エリアの拡大を進めてまいりました。

更に今般、当社におきましては、少子化、高齢化、小世帯化といった多様化するライフスタイルに、より一層タイムリーに商品を提供できる体制の構築をこれからの課題として認識し、その実現に向けて施策の検討を行ってまいりました。

このような状況を踏まえ、当社グループがお客様への住宅・サービスの品質向上、継続的な成長をしていくためには、機動的な事業展開と事業運営を推進できる体制を強化することが最重要課題であると捉え、持株会社制へ移行することといたしました。

【目的】

イ グループ全体の機動力や競争力の強化

持株会社制導入により、機動的なグループ運営・再編や積極的な資本提携を実施しやすい体制を構築できます。また、各事業の業種に適合した従業員の評価・処遇を構築できることから、当社グループ全体の競争力強化が期待できます。

ロ 人材育成、挑戦する風土作り及びモチベーションの強化

各事業会社への権限委譲と独立採算によって経営責任が明確になり、経営意識を持った人材の育成、挑戦する風土づくり及びモチベーションの強化が図られると考えております。

ハ 当社グループ全体の最適化とコーポレートガバナンス機能の強化

持株会社制導入による当社グループ全体のビジョンや戦略の明示、経営資源の最適配分、管理業務機能及び事業支援機能の持株会社への集約を行い、効率的で効果的な当社グループ全体の最適化を追求してまいります。また、グループの経営・監督機能と業務執行機能を分離することにより、持株会社と事業会社の役割と責任を明確化し、当社グループ全体のガバナンスを強化できると考えております。

(2) 【提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係】

【提出会社の企業集団の概要】

イ 提出会社の概要

商号	株式会社フージャースホールディングス (英文名 : Hoosiers Holdings)
事業内容	傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務
本店所在地	東京都千代田区神田美土代町 9 番地 1
代表者及び役員の就任予定	代表取締役 廣 岡 哲 也 社外取締役 伊 久 間 努 社外取締役 中 川 智 博 常勤監査役 金 子 恭 恵 社外監査役 中 井 啓 之 社外監査役 早 川 美 恵 子
資本金の額	2,400,240千円
純資産の額(連結)	未定
総資産の額(連結)	未定
決算期	3月31日

ロ 提出会社の企業集団の概要

当社とフージャースコーポレーションの状況は以下のとおりであります。

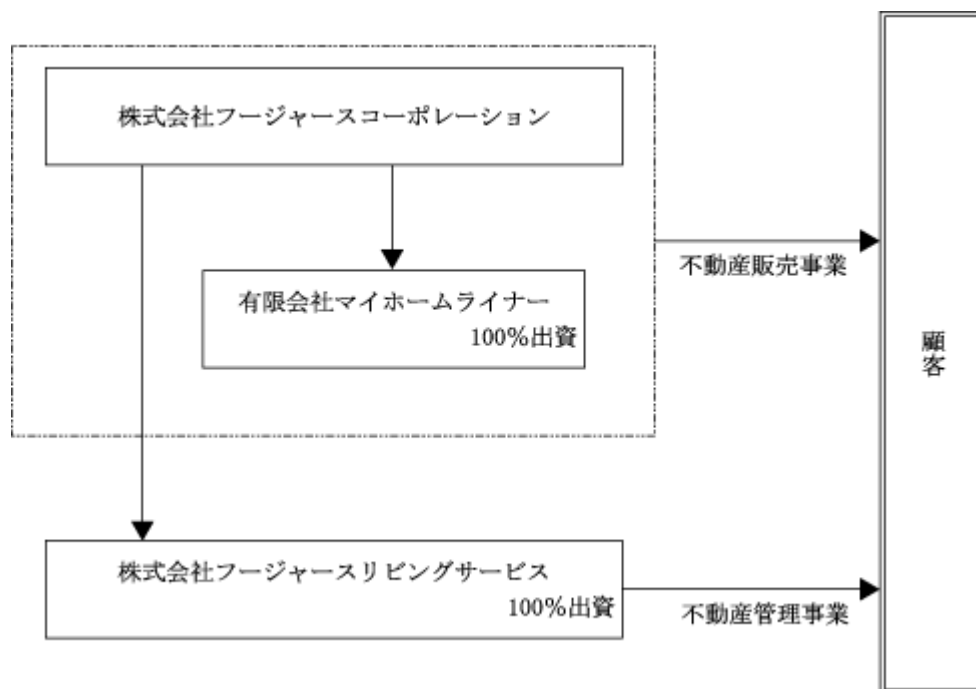
フージャースコーポレーションは、平成25年2月7日開催予定の臨時株主総会による承認を前提として、平成25年4月1日（予定）を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立（以下「本株式移転」という。）することにしております。

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	役員の兼任		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借
					役員 (名)	従業員 (名)			
(連結子会社) 株式会社 フージャース コーポレーション	東京都 千代田区	2,400,240	不動産販売 事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

(注) 「主要な事業の内容」欄には、フージャースコーポレーションの有価証券報告書（平成24年6月25日提出）のセグメント情報に記載された名称を記載しております。

本株式移転に伴う当社設立後、フージャースコーポレーションは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの最近事業年度末日時点（平成24年3月31日）の企業集団の状況は、次のとおりであります。

< 事業系統図 >



< 関係会社の状況 >

平成24年3月31日時点

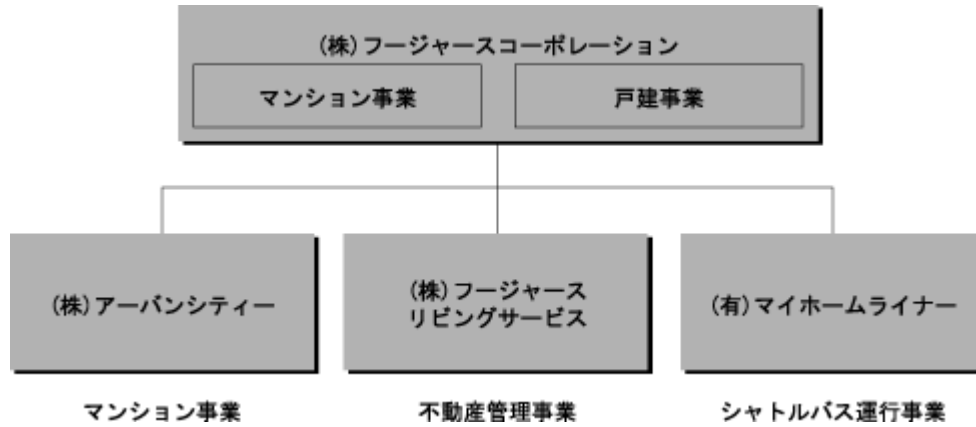
名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 フージャースリピン グサービス	東京都 千代田区	50,000	不動産管理事業	100.0	分譲マンションの管理 を受注 取締役の兼任 3名 監査役の兼任 1名
有限会社 マイホームライナー	東京都 千代田区	50,000	不動産販売事業	100.0	フージャースコーポ レーションの分譲マン ションの一部において、 シャトルバス運行の企 画・管理業務を受託

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、フージャースコーポレーションの有価証券報告書（平成24年6月25日提出）のセグメント情報に記載された名称を記載しております。

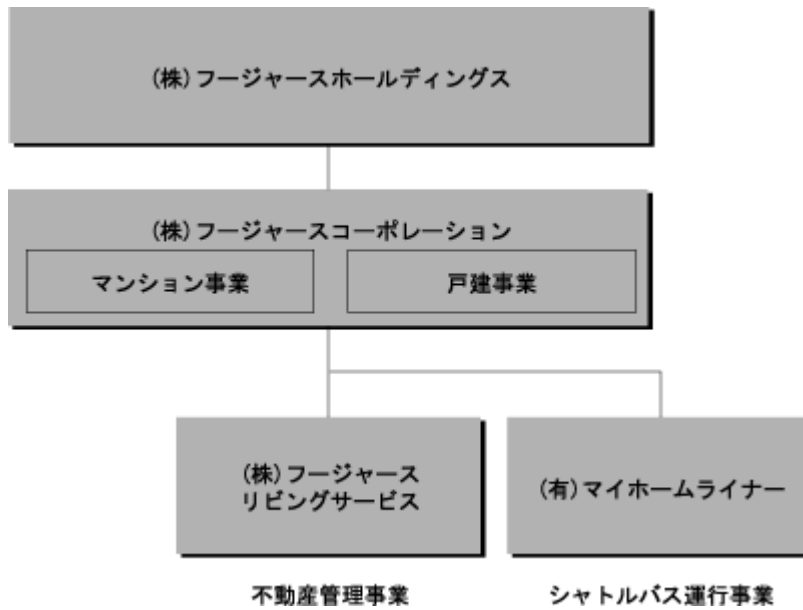
2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3 特定子会社に該当する会社はありません。

なお、本企業再編全体のプロセスイメージは以下のとおりです。
 <現状>

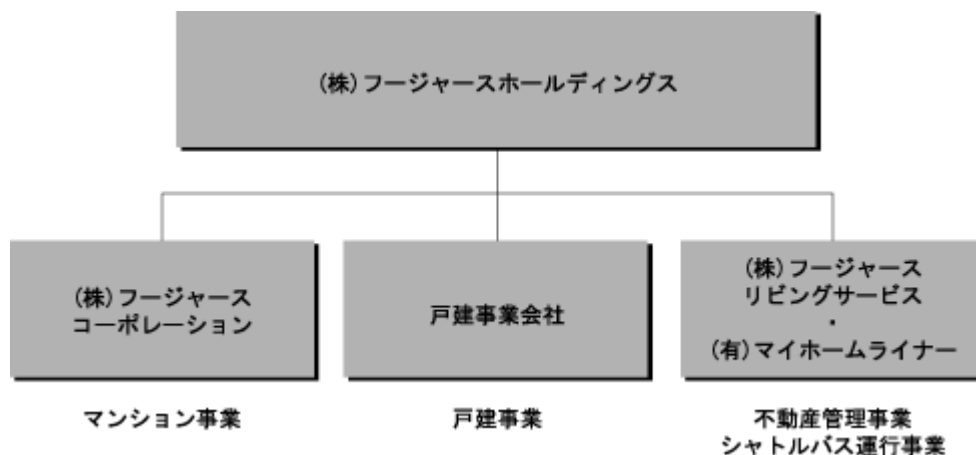


<子会社アーバンシティを吸収合併、株式移転方式により当社を設立>



(注) 株式会社アーバンシティのマンション分譲事業をフージャースコーポレーションが承継し、重複事業を整理統合することで経営の合理化・効率化を確立するために、吸収合併を実施いたします。

<最終的なグループ企業の体制（予定）>



【提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係】**イ 資本関係**

本株式移転により、フージャースコーポレーションは当社の完全子会社になる予定です。前記「 [提出会社の企業集団の概要] □ 提出会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

ロ 役員の兼任関係

当社の完全子会社であるフージャースコーポレーションと関係会社との取引関係は、前記「 [提出会社の企業集団の概要] □ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ハ 取引関係

当社の完全子会社であるフージャースコーポレーションと関係会社との取引関係は、前記「 [提出会社の企業集団の概要] □ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

(1)【株式移転計画の概要】

フージャースコーポレーションは、平成25年2月7日（予定）臨時株主総会による承認を条件として、平成25年4月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、フージャースコーポレーションを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成25年1月7日開催の取締役会において決定いたしました。

(2)【株式移転計画の内容】

次の「株式移転計画書（写）」のとおりであります。

株式移転計画書（写）

この株式移転計画書は、株式会社フージャースコーポレーション（以下、「甲」という。）が会社組織再編を目的として、新たに設立する株式会社フージャースホールディングス（以下、「乙」という。）を甲の完全親会社とする株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行うにあたり、その株式移転計画の内容を定めるものである。

第1条（乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数、その他定款で定める事項）

1．乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

1 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びコンサルティングに関する業務

不動産販売及び管理に関する広告宣伝コンサルティング業務

損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務

建築及び土木工事の企画、設計、施工、監理、請負及びコンサルティングに関する業務

建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、冷暖房空気調整機器、厨房機器、給排水設備機器の販売、その代理、仲介及び輸出入に関する業務

サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営及び管理に関する業務

介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業及び介護予防サービス事業に関する業務

労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業に関する業務

警備業法に基づく警備業に関する業務

各種スポーツ教室、行事の実施運営及び体育施設等の管理運営受託に関する業務

引越しの請負に関する業務

シャトルバス運行に付随する定期券・回数券等の発行業務及び事務代行業務

生活用品、食料品等の宅配サービス業務

有価証券の取得、保有及び処分に関する業務

投資事業組合財産の運用及び管理に関する業務

経営コンサルティング業務

前各号に付帯する一切の業務

2 当社は、前項各号の業務及びこれに付帯関連する一切の業務を営むことができる。

(2) 商号

株式会社フージャースホールディングス

(3) 本店の所在地

東京都千代田区

（設立時の本店は、東京都千代田区神田美土代町9番地1に置く。）

(4) 発行可能株式総数

100,000,000株

2．前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第2条(乙の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人の氏名)

1. 乙の設立時取締役は次のとおりとする。

取締役 廣岡 哲也
社外取締役 伊久間 努
社外取締役 中川 智博

2. 乙の設立時監査役は次のとおりとする。

監査役 金子 恭恵
社外監査役 中井 啓之
社外監査役 早川 美恵子

3. 乙の設立時会計監査人は次のとおりとする。

会計監査人 海南監査法人

第3条(乙が本株式移転に際して甲の株主に対して交付する株式の数)

乙は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下、「基準時」という。)の甲の株主に対し、その保有する甲の株式に代わり、甲が基準時現在発行する株式の総数に100を乗じた数の合計に相当する数の乙の株式を交付する。

第4条(乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

乙の資本金及び資本準備金の額は次のとおりとする。

資本金 金2,400,240,460円
資本準備金 金0円

その他資本剰余金 株主資本変動額から設立時資本金額及び資本準備金額を減じて得た額

第5条(甲の株主に対する株式の割当てに関する事項)

乙は本株式移転に際して、基準時の甲の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する甲の株式1株につき、乙の株式100株を交付する。

第6条(自己株式の取扱い)

甲は、本株式移転の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、甲が所有している自己株式の全部(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。)を、実務上消却可能な範囲において、基準時の直前時をもって消却する。

第7条(手続の終了)

本株式移転は平成25年3月31日までに必要な手続を終了させ、乙につき株式移転による設立の登記を行う。ただし手続の進行上、必要のある場合は甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

第8条(株式移転計画の変更)

本株式移転計画書作成から乙の成立に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲の財産及び経営状態に重大な変動を生じた場合には、甲は必要に応じて本株式移転計画を変更し、または本株式移転計画を行わないものとする事ができる。

第9条(規定外条項)

本株式移転計画に定めるものの他、本株式移転に関し必要な事項は、本株式移転の趣旨にしたがって、これを決定するものとする。

以上

(別紙)

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社フージャースホールディングスと称し、英文では、H o o s i e r s H o l d i n g s と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1 . 不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びコンサルティングに関する業務
 - 2 . 不動産販売及び管理に関する広告宣伝コンサルティング業務
 - 3 . 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 - 4 . 建築及び土木工事の企画、設計、施工、監理、請負及びコンサルティングに関する業務
 - 5 . 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、冷暖房空気調整機器、厨房機器、給排水設備機器の販売、その代理、仲介及び輸出入に関する業務
 - 6 . サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営及び管理に関する業務
 - 7 . 介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業及び介護予防サービス事業に関する業務
 - 8 . 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業に関する業務
 - 9 . 警備業法に基づく警備業に関する業務
 - 10 . 各種スポーツ教室、行事の実施運営及び体育施設等の管理運営受託に関する業務
 - 11 . 引越しの請負に関する業務
 - 12 . シャトルバス運行に付随する定期券・回数券等の発行業務及び事務代行業務
 - 13 . 生活用品、食料品等の宅配サービス業務
 - 14 . 有価証券の取得、保有及び処分に関する業務
 - 15 . 投資事業組合財産の運用及び管理に関する業務
 - 16 . 経営コンサルティング業務
 - 17 . 前各号に付帯する一切の業務
- 2 当社は、前項各号の業務及びこれに付帯関連する一切の業務を営むことができる。

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第 4 条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

第 6 条 (自己株式の取得)

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 7 条（単元株式数）

当会社の 1 単元の株式数は、100株とする。

第 8 条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

第 9 条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 10 条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

第 11 条（招集時期）

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。

第 12 条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 14 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 15 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 16 条（議事録）

株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 17 条（取締役会の設置）

当社は取締役会を置く。

第 18 条（取締役の員数）

当社の取締役は10名以内とする。

第 19 条（取締役の選任方法）

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

第 20 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条（役付取締役及び代表取締役）

取締役会の決議によって、取締役の中から、代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

2 代表取締役社長は当社を代表し、会社の業務を統轄する。

3 取締役会はその決議によって、代表取締役社長のほかに、取締役の中から当社を代表する取締役を選定することができる。

第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第 23 条（取締役会の招集手続）

取締役会を招集するときは、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 24 条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 25 条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会**第30条（監査役及び監査役会の設置）**

当社は監査役及び監査役会を置く。

第31条（監査役の数）

当社の監査役は5名以内とする。

第32条（監査役の選任方法）

監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。

第34条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第35条（監査役会の招集手続）

監査役会を招集するときは、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第36条（監査役会の決議）

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。

第37条（監査役会の議事録）

監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第38条（監査役会規程）

監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第39条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第40条（監査役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれが高い額とする。

第6章 会計監査人

第41条（会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

第42条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第43条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第44条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第45条（会計監査人の責任免除）

当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

第46条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第47条（期末配当金）

当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。

第48条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

第49条（除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

第 8 章 附 則

(最初の事業年度)

第 1 条 当会社の最初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、当会社設立の日から平成26年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬)

第 2 条 第28条及び第39条の規定にかかわらず、当会社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、総額金 3 億円以内とし、監査役の報酬等の額は、総額金 1 億円以内とする。ただし、この取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まないものとする。

(附則の削除)

第 3 条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1)【株式移転比率】

会社名	株式会社フージャース ホールディングス (完全親会社)	株式会社フージャース コーポレーション (完全子会社)
株式移転に係る 割当ての内容	100	1

(注) 本株式移転に伴い、フージャースコーポレーションの普通株式1株に対して新たに設立する当社の普通株式100株を割当交付いたします。

(2)【株式移転比率の算定根拠等】

本株式移転におきましては、フージャースコーポレーション単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであります。その中で、株式移転時のフージャースコーポレーションの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様が不利益を与えないことを第一義として、1:1の株式移転比率を検討しておりますが、1単元を100株とする投資単位の水準と現行の1株当たりの株価水準を勘案し、株主の皆様の所有するフージャースコーポレーションの普通株式1株に対して、当社の普通株式100株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

フージャースコーポレーションは単元株制度を採用しておりませんが、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1)【組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い】

【買取請求権の行使について】

フージャースコーポレーションの株主が、その有するフージャースコーポレーションの普通株式につき、フージャースコーポレーションに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成25年2月7日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をフージャースコーポレーションに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、フージャースコーポレーションが上記臨時株主総会の決議の日(平成25年2月7日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

【議決権の行使の方法】

議決権の行使の方法としては、平成25年2月7日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、フージャースコーポレーションの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、フージャースコーポレーションに提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成25年2月6日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、フージャースコーポレーションに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成25年2月3日までに、フージャースコーポレーションに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、フージャースコーポレーションは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

【組織再編成によって発行される株式の受取方法】

本株式移転によって発行される株式は、当社の成立の日の前日のフージャースコーポレーションの最終の株主名簿に記載又は記録された株主に割当てられます。株主は、自己のフージャースコーポレーションの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記載されることにより、当社の株式を受取ることができます。

(2) 【組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い】

該当事項はありません。

7 【組織再編成に関する手続】**(1) 【株式移転に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類閲覧方法】**

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、フージャースコーポレーションの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、フージャースコーポレーションの本店において平成25年1月23日より備え置く予定であります。

は、平成25年1月7日開催のフージャースコーポレーションの取締役会において承認された株式移転計画であり、その内容は「第1 [組織再編成（公開買付け）の概要] 3 [組織再編成に係る契約]」に記載のとおりであります。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び資本準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。

は、フージャースコーポレーションの最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類であります。

これらの書類は、フージャースコーポレーションの営業時間内にフージャースコーポレーションの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 【株主総会等の組織再編成に関する手続きの方法及び日程】

臨時株主総会基準日公告 平成24年12月12日（水）

臨時株主総会基準日 平成24年12月26日（水）

株式移転計画等承認取締役会 平成25年1月7日（月）

株式移転計画等承認臨時株主総会 平成25年2月7日（木）（予定）

上場廃止日 平成25年3月27日（水）（予定）

持株会社設立登記日（効力発生日） 平成25年4月1日（月）（予定）

持株会社上場日 平成25年4月1日（月）（予定）

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

(3) 【組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法】

フージャースコーポレーションの株主が、その所有するフージャースコーポレーションの普通株式につき、フージャースコーポレーションに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成25年2月7日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をフージャースコーポレーションに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、フージャースコーポレーションが上記臨時株主総会の決議の日（平成25年2月7日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同上第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの最近連結会計年度の主要な連結経営指標等は以下のとおりであります。これらフージャースコーポレーションの連結経営指標は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等の推移

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	51,286,219	48,484,604	32,817,786	8,651,198	21,045,182
経常利益又は 経常損失 () (千円)	5,543,539	11,823,342	854,039	1,942,458	4,701,634
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	3,202,201	13,861,210	1,240,652	2,628,744	5,362,136
包括利益 (千円)	-	-	-	2,628,744	5,362,136
純資産額 (千円)	15,530,130	1,470,254	2,710,907	5,339,652	10,607,121
総資産額 (千円)	72,738,182	39,430,993	20,713,856	24,069,367	28,565,057
1株当たり純資産額 (円)	49,213.87	4,659.25	8,590.89	16,921.41	33,614.07
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 () (円)	10,081.78	43,926.31	3,931.64	8,330.52	16,992.66
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	21.4	3.7	13.1	22.2	37.1
自己資本利益率 (%)	22.2	-	59.3	65.3	67.3
株価収益率 (倍)	3.6	-	4.2	3.3	4.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	14,351,021	4,027,306	14,674,960	421,452	1,816,981
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	448,344	609,073	131,034	286	102,013
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	11,861,684	6,380,872	13,082,340	99,089	1,458,665
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	3,674,870	1,930,377	3,654,031	4,174,859	4,431,162
従業員数 (名)	166	132	88	90	105

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第14期、第16期、第17期及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 第15期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部〔組織再編成（公開買付け）に関する情報〕第2〔統合財務情報〕」に記載のとおりであります。

2【沿革】

- 平成25年1月7日 フージャースコーポレーションの取締役会において、フージャースコーポレーションの単独株式移転による持株会社「株式会社フージャースホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容及び臨時株主総会への付議の決議
- 平成25年2月7日 フージャースコーポレーションの臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、フージャースコーポレーションがその完全子会社となることについての決議（予定）
- 平成25年4月1日 フージャースコーポレーションが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所に上場（予定）

なお、フージャースコーポレーションの沿革につきましては、フージャースコーポレーションの有価証券報告書（平成24年6月25日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は持株会社として、傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定であります。また、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーション及びその関係会社においてはマンション及び戸建住宅の分譲・販売業務を行っている不動産販売事業、マンション管理及びこれに付帯する業務を行っている不動産管理事業を展開しております。

フージャースコーポレーションの連結子会社である「株式会社フージャースリビングサービス」は、分譲マンションの管理サービスを行っており、生活に密着したサービス事業展開を目指しております。

フージャースコーポレーションの連結子会社である「有限会社マイホームライナー」は、不動産販売事業に伴い、購入者満足度向上や駅距離のあるマンションの付加価値向上等を目的として、フージャースコーポレーションの分譲マンションの一部においてマンションと駅間のシャトルバス運行における企画・管理業務を行っております。

(1)【不動産販売事業】

【マンション及び戸建住宅の分譲・販売】

顧客の様々なニーズに対応すべく、柔軟な商品企画を展開したマンション及び戸建て住宅の分譲・販売を行っております。また、他社分譲マンションの販売代理業務を行っており、分譲マンションの新たな商品企画やエリア展開に発展させております。

【その他付帯収入】

主に、アセットマネジメント業務、プロパティマネジメント業務、分譲マンション購入者のローン事務取次業務を行っております。

(2)【不動産管理事業】

【マンション管理】

分譲マンションの管理サービスを行っております。

【その他収入】

分譲マンションの顧客への保険・物品等販売の代理及び斡旋等の生活サービス業務、工事受託業務を行っております。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの関係会社の状況につきましては、「第二部[組織再編成(公開買付け)]に関する情報」第1[組織再編成(公開買付け)の概要]1[組織再編成の目的等](2)[提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係][提出会社の企業集団の概要]口提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5【従業員の状況】

(1)【当社の状況】

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2)【連結会社の状況】

当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの平成24年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在	
セグメントの名称	従業員数(名)
不動産販売事業	91
不動産管理事業	14
合計	105

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

(3)【労働組合等の状況】

【当社の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【連結会社の状況】

当社の連結子会社となるフージャースコーポレーション及びその関係会社に労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの業績等の概要については、フージャースコーポレーションの有価証券報告書(平成24年6月25日提出)及び四半期報告書(平成24年8月7日及び平成24年11月9日提出)をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの生産、受注及び販売の状況については、フージャースコーポレーションの有価証券報告書(平成24年6月25日提出)及び四半期報告書(平成24年8月7日及び平成24年11月9日提出)をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの対処すべき課題については、フージャースコーポレーションの有価証券報告書(平成24年6月25日提出)及び四半期報告書(平成24年8月7日及び平成24年11月9日提出)をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりフージャースコーポレーションの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在におけるフージャースコーポレーションの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。フージャースコーポレーションの事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項も含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在においてフージャースコーポレーションが判断したものであります。

(1)【業績の変動について】

当社グループの主力事業であります不動産販売事業においては、マンションの売買契約成立時ではなく、顧客への引渡時に売上が計上されるため、その引渡時期により経営成績に偏りが生じております。

また、天災その他予期し得ない事態による建築工期の遅延等、不測の事態により引渡時期が期末を越えて遅延した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)【有利子負債への依存について】

不動産販売事業に係る事業用地取得費の一部は、主に金融機関からの借入金によって調達しているため、総資産額に占める有利子負債の割合が高く、当社の経営成績及び財政状態は金利変動により影響を受ける可能性があります。資金調達に際しては、当社では特定の金融機関に依存することなく個別案件ごとに金融機関に融資を打診し、融資の了解を得た後にプロジェクトを進行させております。ただし、何らかの理由により資金調達が不十分あるいは不調に終わった場合には、事業展開の妨げになるなど、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3)【繰延税金資産について】

当社グループは、相当額の繰延税金資産を計上しており、入手可能な証拠に基づき回収可能性が低いと判断されるものを対象として、繰延税金資産に対する評価性引当額を計上しております。評価性引当額の計上は、見積りを含む本質的に不確実な処理です。今後の業績動向等により、回収可能性が低いと判断された場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4)【供給エリアについて】

当社グループの主たる供給エリアである首都圏において、将来発生が懸念されている東京における大地震をはじめ、暴風雨、洪水等の自然災害、戦争、テロ、火災等の人災が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 【法的規制について】

当社グループの属する不動産業界は、宅地建物取引業法、建築基準法、都市計画法、国土利用計画法等により、法的規制を受けております。フージャースコーポレーションは不動産業者として「宅地建物取引業法」に基づく免許を受け、不動産販売事業を主に行っております。株式会社フージャースリビングサービスは、マンション管理業務を営んでおり、「マンション管理適正化推進法」による法的規制を受けております。今後、これらの法的規制の改廃や新たな法的規制が設けられる場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 【経済情勢の変動について】

当社グループの主力事業である不動産販売事業は、購入者の需要動向に左右される傾向があります。購入者の需要動向は景気・金利・地価等の動向や住宅税制等に影響を受けやすく、所得見通しの悪化、金利の上昇等があった場合には、購入者の住宅購入意欲の減退につながり、販売期間の長期化や完成在庫の増大など、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、経済情勢の変化は事業用地の購入代金、建築費等の変動要因ともなり、これらが上昇した場合には、当社グループの事業利益が圧迫され、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 【個人情報について】

当社グループは、マンション等の販売や管理を行うにあたり、多くの個人情報を取扱っております。個人情報の取扱い及び管理については、個人情報保護規程を定め十分留意しておりますが、不測の事態によりこれが漏洩した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの経営上の重要な契約等については、フージャースコーポレーションの有価証券報告書(平成24年6月25日提出)及び四半期報告書(平成24年8月7日及び平成24年11月9日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 [組織再編成(公開買付け)]に関する情報」第1 [組織再編成(公開買付け)の概要] 3 [組織再編成に係る契約]」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの研究開発活動については、フージャースコーポレーションの有価証券報告書(平成24年6月25日提出)及び四半期報告書(平成24年8月7日及び平成24年11月9日提出)をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析については、フージャースコーポレーションの有価証券報告書(平成24年6月25日提出)及び四半期報告書(平成24年8月7日及び平成24年11月9日提出)をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1)【当社の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2)【連結会社の状況】

当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの設備投資等の概要については、フージャースコーポレーションの有価証券報告書(平成24年6月25日提出)及び四半期報告書(平成24年8月7日及び平成24年11月9日提出)をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1)【当社の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2)【連結会社の状況】

当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの主要な設備の状況については、フージャースコーポレーションの有価証券報告書(平成24年6月25日提出)及び四半期報告書(平成24年8月7日及び平成24年11月9日提出)をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1)【当社の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2)【連結会社の状況】

当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの設備の新設、除去等の計画については、フージャースコーポレーションの有価証券報告書(平成24年6月25日提出)及び四半期報告書(平成24年8月7日及び平成24年11月9日提出)をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成25年4月1日時点の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	31,555,600	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	31,555,600	-	-

(注) 株式会社フージャースコーポレーション（以下「フージャースコーポレーション」という。）の発行済株式総数（平成24年9月30日現在）に基づき、フージャースコーポレーションによる単独株式移転（以下「本株式移転」という。）の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、フージャースコーポレーションは、本株式移転による当社設立の直前時に保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しているため、平成24年9月末時点でフージャースコーポレーションが保有する自己株式10,559株は、上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。また、フージャースコーポレーションの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、フージャースコーポレーションの平成24年9月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成25年4月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日	31,555,600	31,555,600	2,400,240	2,400,240		

(注) 株式会社フージャースコーポレーション（以下「フージャースコーポレーション」という。）の発行済株式総数（平成24年9月30日現在）に基づき、フージャースコーポレーションによる単独株式移転（以下「本株式移転」という。）の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、フージャースコーポレーションは、本株式移転による当社設立の直前時に保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しているため、平成24年9月末時点でフージャースコーポレーションが保有する自己株式10,559株は、上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。また、フージャースコーポレーションの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、フージャースコーポレーションの平成24年9月末時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの平成24年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		20	29	24	53	6	6,460	6,592	
所有株式数(株)		45,874	6,602	44,363	30,486	580	198,210	326,115	
所有株式数の割合(%)		14.07	2.02	13.60	9.35	0.18	60.78	100.00	

(注) 自己株式10,559株は、「個人その他」に含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの平成24年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,559	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 315,556	315,556	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	326,115	-	-
総株主の議決権	-	315,556	-

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成25年4月1日時点において、当社の自己株式を保有していませんが、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの平成24年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社フージャース コーポレーション	東京都千代田区神 田美土代町9-1	10,559		10,559	3.24
計	-	10,559		10,559	3.24

(注) フージャースコーポレーションは、本株式移転による株式会社フージャースホールディングス設立の直前時に保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しております。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため未定ですが、当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要事項と認識しており、今後のグループ業績及び将来の事業展開に備えた内部留保の確保も総合的に勘案し、安定的かつ継続的に配当を実施するべくグループ業績の向上を目指してまいります。最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は会社法の株式移転の手續に基づき平成25年4月1日に設立予定であるため、有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をいいます。）は取締役会、期末配当は株主総会とする旨を定款で定める予定であります。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当につきましては毎年3月31日、中間配当につきましては毎年9月30日と定めて、剰余金の配当をすることができる旨を定款で定める予定であります。

4【株価の推移】

当社において株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの株価の推移は以下のとおりであります。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	94,500	40,000	20,830	48,050	79,300
最低(円)	30,050	736	1,286	13,400	21,700

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	65,700	57,200	56,900	66,400	67,600	67,400
最低(円)	50,200	49,400	48,850	50,500	55,900	57,600

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有する当社の株式数 割当てられるフージャースホールディングスの株式数
代表取締役	-	廣岡 哲也	昭和38年6月25日	昭和62年4月 平成6年12月 平成14年10月	株式会社リクルートコスモス(現、株式会社コスモスイニシア)入社 有限会社フージャース(現、株式会社フージャースコーポレーション)設立 代表取締役(現任) 株式会社フージャースリッピングサービス代表取締役(現任)	注4	4,780株 478,000株
取締役	-	伊久間 努	昭和42年7月3日	平成4年4月 平成15年7月 平成17年12月 平成21年6月 平成21年12月	伊藤忠商事株式会社入社 デルコンピューター株式会社(現、デル株式会社)入社 中小企業営業部長 株式会社リヴァンプ入社 ディレクター 株式会社フージャースコーポレーション取締役(現任) 株式会社ウォーターダイレクト代表取締役社長(現任)	注4	- 株 - 株
取締役	-	中川 智博	昭和39年7月10日	平成元年4月 平成4年4月 平成19年9月 平成21年1月 平成21年6月	株式会社リクルートコスモス(現、株式会社コスモスイニシア)入社 株式会社コスモスライフ入社 株式会社リオ・ホールディングス設立 代表取締役(現任) 株式会社リオ代表取締役(現任) 株式会社フージャースコーポレーション取締役(現任)	注4	- 株 - 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有する当社の株式数 割当てられるフージャースホールディングスの株式数
常勤 監査役	-	金子 恭 恵	昭和35年 2月 7日	昭和55年 4月 昭和61年12月 平成12年 4月 平成13年 7月 平成20年 4月 平成21年 6月	積水ハウス株式会社 入社 株式会社リクルート コスモス(現、株式会 社コスモスイニシ ア)入社 株式会社フージャ ースコーポレーシ ョン 入社 同社管理部次長 同社財務経理部部長 代理 同社常勤監査役(現 任)	注 5	160株 16,000株
監査役	-	中 井 啓 之	昭和37年 2月14日	昭和60年 4月 昭和62年 4月 平成12年 7月 平成13年 6月 平成19年 9月 平成21年 6月	株式会社リクルート 入社 株式会社リクルート コスモス(現、株式会 社コスモスイニシ ア)入社 株式会社プラグマ設 立 代表取締役 株式会社フージャ ースコーポレーシ ョン 常勤監査役 税理士登録 中井啓之税理士事務 所代表(現任) 株式会社フージャ ースコーポレーシ ョン 監査役(現任)	注 5	2,266株 226,600株
監査役	-	早 川 美 恵 子	昭和39年11月12日	昭和62年 4月 平成 7年10月 平成10年 4月 平成16年 6月 平成21年 3月	株式会社リクルート コスモス(現、株式会 社コスモスイニシ ア)入社 司法試験合格 弁護士登録(第一東 京弁護士会) 岡村綜合法律事務所 入所 株式会社フージャ ースコーポレーシ ョン 監査役(現任) 小川法律事務所(在 籍中)	注 5	1株 100株
計							7,207株 720,700株

(注) 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2 伊久間努氏及び中川智博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。

3 中井啓之氏及び早川美恵子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。

4 取締役の任期は、当社の設立日である平成25年4月1日から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 監査役の任期は、当社の設立日である平成25年4月1日から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、経営の透明性及び効率性を向上させ、株主をはじめとするステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

コンプライアンスについては、コーポレート・ガバナンスの根幹であるとの認識のもと、法令遵守にとどまらず、社会の一員であることを自覚した企業行動をとってまいります。

また、タイムリーな情報開示を徹底することがコーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考え、IR活動を積極的に行っております。

【企業統治の体制】

イ 会社の機関の基本説明

当社は、監査役制度を採用し、監査役会を設置する予定であります。

ロ 取締役会

当社の取締役会は、経営管理の意思決定機関として、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況の監督を行う予定であります。取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を述べる予定であります。

なお、取締役会規程に基づき毎月1回開催される定例取締役会の他、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催する予定であり、意思決定の迅速化と業務責任の明確化を重視して参ります。

ハ 監査役会

当社の監査役会は、会計、法務の専門的知識を有した監査役が、それぞれの職業倫理の観点より経営に対する監視を実施することで、当社の企業倫理の確立に資する方針であります。毎月1回の監査役会を開催し、取締役会その他の重要な会議への出席等を通じて、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しており、コーポレート・ガバナンスの強化のため、内部監査及び会計監査人と連携して監査機能がより有効・適切に機能するよう努めて参ります。

ニ その他

当社の取締役は10名以内とする旨、定款で定める予定であります。また、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、その選任決議は累積投票によらないものとする旨、定款で定める予定であります。

(内部統制システムの整備状況)

当社の内部統制については、公正かつ適時適切な開示と法令遵守を目的として、社内体制を構築する予定であります。具体的には、社長直轄の内部監査部門が各部門の業務遂行状況について監査を行う他、法務部門が中心となって、企業活動における遵法・倫理を確保するため、社内諸規程の整備及び教育・啓蒙活動を実施する予定であります。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社は、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス・リスク管理規程を制定する予定であります。また、取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為又はそのおそれを発見した場合の報告体制として内部通報規程を制定し、内部通報窓口（監査役3名）及び内部通報ポストを設置する予定であります。

これらの規程及び仕組みを徹底することで、リスク管理体制の強化を図っていく所存であります。

(会計監査の状況)

会計監査人につきましては、海南監査法人を選任する予定です。

【内部監査及び監査役監査】**（内部監査及び監査役監査の状況）**

当社は、代表取締役の直轄する部署として、内部監査室を設置し、事務を管掌する予定であります。

内部監査室の監査により、法令・定款違反及びその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に報告し、改善される体制を構築する予定であります。

監査役は、取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるほか、会計監査人の監査への立会などを行うことにより取締役の業務執行の妥当性、効率性などを幅広く検証するなどの経営監視を実施して参ります。また、内部監査室等とも連携し、会社の内部統制状況について監視するとともに、問題点の把握・改善勧告等を日常的に行い、内部規程に随時改善を加えること等により、内部統制機能の向上に努めて参ります。

【社外取締役及び社外監査役】

当社の就任予定の社外取締役は2名であります。また、就任予定の社外監査役は2名であります。

社外取締役就任予定の伊久間努氏には、フージャースコーポレーションの社外取締役として3年6ヶ月の期間、主に財務に重点を置いた経営全般に関する客観的かつ適切な意見を頂いております。従って、今後も当社の意思決定に際し適切な指導を頂くため、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行頂けると判断し、候補者とさせて頂いております。なお、同氏と当社グループとの間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係はないものと判断しております。

社外取締役就任予定の中川智博氏には、フージャースコーポレーションの社外取締役として3年6ヶ月の期間、主に不動産市況・金融機関の動向をふまえた事業方針に関する広範な意見を頂いております。従って、今後も当社の意思決定に際し適切な指導を頂くため、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行頂けると判断し、候補者とさせて頂いております。なお、同氏は株式会社リオの代表取締役を兼務しており、フージャースコーポレーションと当社との間に不動産の賃貸管理等に関する取引があります。その他、当社グループと当社及びその関連当事者との間に人的関係、資本的関係はないものと判断しております。

社外監査役就任予定の中井啓之氏は、過去にフージャースコーポレーションの社外監査役を11年6ヶ月の期間務めており、同社の事業内容に精通し、また税理士として培われた専門的な知識・経験等を同社の監査体制に生かして頂いております。従って、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると判断し、候補者とさせて頂いております。なお、同氏は平成24年3月末時点においてフージャースコーポレーションの株式160株を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他、同氏と当社グループとの間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係はないものと判断しております。

社外監査役就任予定の早川美恵子氏は、過去にフージャースコーポレーションの社外監査役を8年6ヶ月の期間務めており、同社の事業内容に精通し、また弁護士として培われた専門的な知識・経験等を同社の監査体制に生かして頂いております。従って、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると判断し、候補者とさせて頂いております。なお、同氏は平成24年3月末時点においてフージャースコーポレーションの株式1株を保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他、同氏と当社グループとの間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係はないものと判断しております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にして参ります。

【役員の報酬等】

当社の最初の定時株主総会締結の時までの取締役の報酬限度額は、年額3億円以内とし、監査役の報酬限度額は、年額1億円以内とする旨を定款で定める予定であります。

【株式の保有状況】

該当事項はありません。

【株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項】**(取締役、監査役及び会計監査役の責任免除)**

当社は、取締役、監査役及び会計監査人が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役、監査役及び会計監査人の会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合に、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定める予定であります。

また、社外取締役と社外監査役に対しては、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができ、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれが高い額とする旨を定款に定める予定であります。

(自己株式の取得)

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。

(中間配当(剰余金の配当等の決定機関))

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨を定款に定める予定であります。

【株主総会の特別決議要件】

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使できる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定であります。

(2)【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

該当事項はありません。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの監査報酬の内容等につきましては、フージャースコーポレーションの有価証券報告書(平成24年6月25日提出)をご参照ください。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの経理の状況につきましては、フージャースコーポレーションの有価証券報告書(平成24年6月25日提出)、有価証券報告書の訂正報告書(平成25年1月18日提出)及び四半期報告書(平成24年8月7日及び平成24年11月9日提出)をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおり予定しております。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月25日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月7日関東財務局長に提出。

事業年度 第19期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月9日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年1月22日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成24年6月25日に関東財務局長に提出。

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年1月22日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき平成25年1月7日に関東財務局長に提出。

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年1月22日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき平成25年1月7日に関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年1月18日に関東財務局長に提出。

訂正報告書（上記 の単独株式移転の方法による持株会社の設立に関する臨時報告書の訂正報告書）を平成25年1月18日に関東財務局長に提出。

訂正報告書（上記 の完全子会社との吸収合併に関する臨時報告書の訂正報告書）を平成25年1月18日に関東財務局長に提出。

訂正報告書（上記 の単独株式移転の方法による持株会社の設立に関する臨時報告書の訂正報告書）を平成25年1月22日に関東財務局長に提出。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社フージャースコーポレーション

（東京都千代田区神田美土代町9番地1）

株式会社フージャースコーポレーション 埼玉支店

（埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目36番8号）

株式会社フージャースコーポレーション 横浜支店

（神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目12番12号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるフージャースコーポレーションの平成24年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ティ・エイチ・ワン	東京都文京区小石川4-16-13	43,556	13.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	15,863	4.86
廣岡 哲也	東京都文京区	9,780	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	9,179	2.81
滝本 一	大阪府豊中市	6,000	1.84
田中 耕介	神奈川県横浜市港北区	4,540	1.39
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED 常任代理人 パークレイズ・キャピタル証券株式会社	東京都港区六本木6-10-1	4,159	1.28
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイエスジー エフイー エイシー 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	3,905	1.20
神林 忠弘	新潟県新潟市中央区	3,725	1.14
安藤 天利代	東京都千代田区	2,889	0.89
計		103,596	31.77

(注) 自己株式(所有株式数10,559株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合3.24%)は、上記の表には含めておりません。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の手續きに基づき平成25年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の手続きに基づき平成25年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。